

## 第48号議案

### 島根県産業技術センター条例等の一部を改正する条例

(島根県産業技術センター条例の一部改正)

第1条 島根県産業技術センター条例(平成13年島根県条例第49号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項を次のように改める。

4 前2項の規定にかかわらず、第1項の規定により使用料等を納付すべき者が次の各号のいずれにも該当しないときは、その使用料等の額は、前2項に定める額の2倍に相当する額とする。

- (1) 島根県、鳥取県、岡山県、広島県又は山口県内に住所を有する者であるとき。
- (2) 島根県内に事務所又は事業所を有する者であるとき。

(島根県農業技術センター分析等手数料条例の一部改正)

第2条 島根県農業技術センター分析等手数料条例(昭和26年島根県条例第67号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(手数料の額)

第2条 手数料の額は、別表のとおりとする。ただし、前条の規定により手数料を納付すべき者が次の各号のいずれにも該当しないときは、その手数料の額は、同表に定める額の2倍に相当する額とする。

- (1) 島根県、鳥取県、岡山県、広島県又は山口県内に住所を有する者であるとき。
- (2) 島根県内に事務所又は事業所を有する者であるとき。

(島根県畜産技術センター分析等手数料条例の一部改正)

第3条 島根県畜産技術センター分析等手数料条例(平成17年島根県条例第84号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(手数料の額)

第2条 手数料の額は、別表のとおりとする。ただし、前条の規定により手数料を納付すべき者が次の各号のいずれにも該当しないときは、その手数料の額は、同表に定める額の2倍に相当する額とする。

- (1) 島根県、鳥取県、岡山県、広島県又は山口県内に住所を有する者であるとき。
- (2) 島根県内に事務所又は事業所を有する者であるとき。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。